

第5回入善町農業委員会議事録

平成23年12月1日午後1時30分から第5回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 綿利秋	3番 泉征幸	4番 長田昭	5番 小澤吉孝
6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成
11番 窪野俊和	13番 小森幸久	14番 大井博史	15番 佐籐一仁
16番 米山義隆	17番 福島信子	18番 若島せつ子	

欠席委員 3名

2番 中島茂樹 10番 舟見友憲 12番 酒井良博

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	課長代理	清田和憲
入善町農業委員会	主事	上田安彦
入善町農業委員会	主事	田中優子
入善町農業委員会	主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第12号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

師走に入りまして、忙しくなっております。私事ですが、昨日まで、農業法人協会の全国大会で、岩手県に行っておりました。農業法人協会では1年に1回全国大会がありまして、今年は北海道と東北地方で開催されました。3日間のセミナーで、やはり震災復興の話が中心になっていました。

震災と言っても福島県の場合は、原発に関連する災害ですから、地震と切り離して農業の復興を考えなくてはならないと思います。今年の福島県の農業生産高は1,500億円ほどです。福島県が県内の米に対して安全宣言をした後に、放射能汚染された米が出ました。今回の問題で、なぜ農家が一番苦しい状況に立たされるのでしょうか。悪いことをしたわけでもないのに、農産物が売れないし、また、風評被害を受けているのです。このような理不尽があってはなりません。セミナーでは、福島県では来年1年間、農作物作りをやめて、農業団体等への支援など、生産基盤の整備に割くべきだという意見も出ていました。福島は今後、除染や土地改良整備などに力を入れる方向で進めていくべきではないかと思えます。

被災地の方々は、私達が思う以上に大変なようです。内地の盛岡市でのセミナーだったため、私は実際に海岸沿いの現地を見てはいませんが、現地は戦争の真っ只中のような話をお伺いしました。

話は変わりますが、今年の米の生産数量が、本日、発表されるようです。800万トンをきっていると

聞いています。

さて、今日で、今年の農業委員会は最後となりますが、また来年に向けて皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思います。

また、本日の農業委員会終了後に、富山県農業会議による出張農業委員研修会がありますので、よろしくをお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第5回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番 窪野委員と13番 小森委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

まず、申請番号1番、農地の所在地は、横山〇〇番で、現況地目、公簿地目ともに全て田、面積は1,026㎡です。

譲渡人は、入善町横山〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町横山〇〇番地の〇〇さんです。

この案件は、土地の交換であり、譲渡人の〇〇さんが、譲受人の〇〇さんの農地を転用して住宅を建てる代わりに、自己所有の農地を、田として〇〇さんに譲り渡すものです。

〇〇さんが農地を譲り受ける申請がこの3条申請であり、〇〇さんの転用申請については、後ほど、議案第12号、農地法第5条の規定による意見進達について、で説明します。

〇〇さんが譲り受ける農地は、仲間田の一部であるため、譲り受けることで、田んぼ一枚全てを所有し、耕作できるようになります。

つづいて3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は200mで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人は20年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得でき

ないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、譲受人の家族は3月から10月まで農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は18,881㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、申請番号2番、農地の所在地は、青木〇〇番で、現況地目、公簿地目ともに全て田、面積は419㎡です。

譲渡人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。

当該申請地は、仲間田の一部であり、以前から譲受人が耕作していました。当該申請地を取得することにより、田んぼ一枚が全て譲受人所有となります。

つづいて3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は1kmで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人は50年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、譲受人は3月から10月まで農作業に従事していることから、農地の取得者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は17,055㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上2件になります。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

眞岩委員

申請番号1番の確認を行いました。この田は、横山の〇〇のビニールハウスの山側の田んぼで、〇〇さんと〇〇さんの仲間田です。3反歩田の内、1,026㎡が〇〇さんの所有で、この1,026㎡と、〇〇さん所有の土地を交換します。後ほど、議案第12号、農地法第5条の規定による意見進達についての中で案件として出てきますが、〇〇さんが、〇〇さんの農地に住宅を新築するため、土地を交換します。面積は同じではありませんが、田と宅地とで利用が違うため、等価交換とするとのことですので、よろしくお願いいたします。

泉委員

申請番号2番の確認は私が行いました。〇〇さんと〇〇さんの仲間田です。以前から〇〇さんが耕作しており、今回の売買により、田んぼ1枚全てが、〇〇さんの所有となります。権利移動後も、耕作の状況に変化はありませんので、問題ないと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

事務局の要件説明の中で、所有する大農機具についての説明がありますが、「大農機具」とはどのくらいの能力の機械を指すのでしょうか。また農機具にもいろいろな種類がありますが、どのようなものを指すのでしょうか。

事務局

許可申請書には、主な農機具として、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺機などの所有やリース状況を記載していただいています。機械ごとのサイズや能力等に要件が決まっている訳ではありません。耕作に必要な農業用機械について、所有したり、リース契約したり、今後取得見込みであったりして、経営する全ての農地を効率的に耕作できるかどうか判断基準になります。

小森委員

ということは、例えば、乾燥機を所有していなくても、ライスセンターに持っていく等の方法で農業経営が可能であれば、問題ないということでしょうか。

事務局

そのとおりです。乾燥機に関しては、ライスセンターに持っていくという方法でかまいません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第12号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第12号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は3件の申請です。

まず、申請番号1番、申請地は上飯野〇〇番で計1筆、台帳地目は畑、現況地目は宅地です。譲渡人は入善町上飯野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町青島〇〇番地〇〇-〇〇の〇〇さんです。転用目的は一般住宅敷地で、転用形態は使用貸借権の設定です。

申請人の〇〇さんは、現在、妻と二人で町内のアパートで暮らしていますが、将来的に妻の両親の面倒を見ていきたいと考えており、日常的に妻の実家と行き来ができる距離で自己所有の住宅を建てる計画を立てたことから今回の申請となりました。

申請地は、妻の父が所有する住宅敷地に隣接した農地で、地目は畑ですが、転用許可を得ずに、平成2年頃に造成し納屋を建設して利用しており、今回の申請は、その納屋を取り壊して住宅を新築する計画となっています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が一般住宅敷地であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定に当たっては、申請者の妻の実家から約100m以内の範囲で探してみましたが、申請地以外には当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種・第3種農地は存在しないことから、農地の代替性について申請地は適当であると考えます。

申請地は、昭和〇〇年2月25日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者は存在せず、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま造成をして納屋を建設してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

次に、申請番号2番、申請地は新屋〇〇番〇〇で計1筆、台帳地目は田、現況地目は田です。譲渡人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は農家分家住宅で、転用形態は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、現在、両親と同居していますが、来春、結婚の予定をしていることから、これを機会に親から独立し、自己所有の住宅を新築する計画を立てたことから、今回の申請となりました。

申請者は一人っ子の長男で、将来的には両親の老後の世話をしたいと思っているため、日常的に実家と行き来ができる距離で新居を設けたいと考えたことから、実家に隣接する父所有の農地を借り受け、農家分家住居を新築する計画となっています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が農家分家住宅敷地であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において

居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定に当たっては、実家からおおむね 300m の範囲で用地を探してみましたが、申請地の周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性について申請地は適当であると考えます。

また、申請地は、昭和〇〇年 8 月 13 日に農振農用地から除外されており、申請地の賃貸借契約解約契約書と賃貸借の合意解約通知書の写し、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号 3 番、申請地は横山字〇〇〇〇番地〇〇で計 1 筆、台帳地目は田、現況地目は田です。譲渡人は入善町横山〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は農家住宅敷地で、転用形態は所有権移転です。

申請者の〇〇さんは、現在、居住している住宅が建築後約 50 年経って老朽化しているため、住宅の建て替えをしたいと考えたことから、今回の申請となりました。

しかし、現在の敷地が海岸から 50m ほどしか離れていないため、浜風が強く、塩害もひどいこと、さらには、敷地境界のことで隣家と長年トラブルになっており、住み続けるには精神的なダメージが大きいことから、この際、現敷地での建て替えを諦め、自己所有の農地と、現在と同じ地区内にある海岸部から離れている申請地を交換し、農家住宅を新築する計画となっています。

農地の交換については、先ほど説明がありましたが、今回の農業委員会において、当該申請と同じ両者間で農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請がされています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が農家住宅敷地であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (d) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定に当たっては、申請者は、生まれ育った横山地区内での生活を望んでいることから、同地区内で用地を探してみましたが、申請地以外には周辺に目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種・第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性について申請地は適当であると考えます。

申請地は面積が 758 ㎡で、うち住宅用としての利用面積が 483 ㎡、農業用としての利用面積が 275 ㎡となっており、いずれも必要最小限の面積と認められ、国の基準を満たしていることから、申請面積も適当と認められます。

なお、住宅の新築後、現在居住している既存住宅については取り壊し、跡地は畑として利用する計画です。

申請地は、平成〇〇年 10 月 25 日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書、さらには、申請地は譲渡人と息子さんとの間で農地法第 3 条による使用貸借権が設定されていたので、農地返還届の写しも添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、既存住宅の敷地 3 筆のうち 1 筆が現在も農地（地目：畑）のままであり、申請者が農地法を熟知せず、農地転用の許可を得ないまま宅地として長年使用していたことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

以上、3 件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地を確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

申請番号1番の現地を確認しました。申請地は、登記地目は畑になっていますが、農振除外されている土地で、納屋が建っていたとのこと。もう納屋は取り壊してしまっていました。将来的に父親の面倒をみるために実家の近くで建設したいということで、問題ないと思います。

米山委員

申請番号2番は、私が確認しました。地図で見ても分かるように、実家の住宅との間に田が残っていますが、ここは吹き溜まりであり、除雪の雪を捨てるために残しておく必要があるとのこと。また、ここは道路と田との高低差が大きいので、コンクリート畦畔をつけるなら、犬走りをつけてください、と助言をして確認印を押しました。

眞岩委員

申請番号3番です。先ほど農地法第3条の案件の際にも説明がありましたが、土地の交換になります。申請者は、現在の住宅が海岸に近いこと、築50年を経過していること等から、移転を希望しているとのこと、問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

私から1つ質問ですが、申請番号2番の案件で、残地となる田への進入路はどこでしょうか。道路と田とは高低差があるそうですから、東側から乗り入れるのでしょうか。

米山委員

西側の、実家の住宅側から乗り入れているそうです。申請地を転用しても、乗り入れ口は引き続き確保されます。それにしてもこの田は、納屋もあって農作業のしにくい所ですので、住宅を建設するなら狭くても犬走りをつけてくださいと条件をつけました。

小森委員

実家の敷地も広そうですが、実家の敷地内に新しい住宅を建設することはできなかったのですか。

米山委員

確かに既存地も広いのですが、新たに住宅を建設するほどの余裕はありませんし、実家の奥に建設しても、そこへの進入路が確保できないため、確認申請の許可がおりないそうです。

議長（鍋嶋 太郎）

住宅の建築条件と言えば、先日、富山県農業会議の常任議員会議があり、その中の案件のために、1週間前くらいに、初めて現地確認に行ってきました。申請地は黒部市で、〇〇の営業所の下手の場所で、約4,000㎡の面積に12軒の分譲住宅を整備するという計画でした。黒部市では、現在、宅地造成が盛んだということです。その原因は、〇〇株式会社です。〇〇株式会社では、東日本大震災や、海外での洪水等の関係で、黒部市に集約してきているようです。その会社の従業員のために住宅を整備しているのですが、場所は、国道8号線の方まで上がった所ばかりです。普通なら、会社の近くに建設すると思うのですが、そうしない理由は、〇〇株式会社が海岸近くに立地しているからだそうです。東日本大震災級の津波を想定すると、8号線より下あたりまで津波が来るため、標高30m以上というのが立地条件になっているとのこと。今後、住宅会社は、そのような条件も考慮して建設しなければならなくなっているのです。

それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

議案第12号農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご

異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第13号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第13号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成23年12月1日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は32件と件数が多いので、地区ごとに報告させていただきます。

まず新規です。

入善地区、上原地区、青木地区については、今回新規の利用権設定はありません。

飯野地区については1件、1筆、2,552㎡です。

小摺戸地区もありません。

新屋地区は3件、13筆、31,205㎡。

櫛山地区は5件、13筆、23,759㎡。

横山地区は1件、1筆、2,935㎡。

舟見地区、野中地区についても、新規の利用権設定はありません。

以上、新規の合計は、10件、28筆、60,451㎡です。

続いて更新です。

入善地区は4件、5筆、11,717㎡。

上原地区は1件、1筆、2,984㎡。

青木地区は1件、4筆、3,022㎡。

飯野地区は7件、16筆、30,129㎡。

小摺戸地区は2件、3筆、8,794㎡。

新屋地区は4件、9筆、18,955㎡。

櫛山地区は1件、1筆、1,245㎡。

横山地区は2件、3筆、4,619㎡。

舟見地区、野中地区については、更新の利用権設定もありませんでした。

以上、更新の合計は、22件、42筆、81,465㎡です。

今回は新規と更新合わせて合計32件、70筆、141,916㎡の申請です。

よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

質問がないようでしたら、私から1つ発言させていただきたいのですが、農林水産省の来年度予算案に、離農する農家に農地集積協力金として、0.5ha以下で1戸あたり30万円、0.5haを超えて2ha以下だと50万円、2haを超える場合は70万円、という制度が予算要求されているそうです。予算化すれば、おそらく4月から施行になると思われますが、そうだとすると、4月までの間に利用権設定してしまった案件は、対象にならないのではないのでしょうか。農業委員として、農地集積協力金の存在を農家に情報提供し、今の時期の利用権設定について、慎重に考えるよう助言するなどした方がよいのでしょうか。

竹島事務局長

現段階で、その制度は確約されておりません。概算要求段階ですので、これから話し合われ変更される可能性が大いにあります。また、TPPに関係して、どのような方向に動くかもわかりません。

昨年は、2万円の補助金を貸し手と借り手にそれぞれ1万円ずつ助成したり、今年は借り手のみに2万円だったりと、毎年、制度がはっきりしてきた段階で、農業委員会としても農業公社に働きかけて、利用権設定を4月まで待つように助言するなどしてきました。

今回の概算要求では、戸別所得補償の規模拡大加算の2万円とは別に、農地の所有者等に10aあたり5千円助成するような話もあるようで、対応は難しいところです。

営農のタイミングもありますので、慎重になりすぎてタイミングを逸してしまうと、逆に農地の流動化が進まないということにもなり、問題です。

寺崎委員

制度がまだ流動的だと、なんとも対応できませんね。

議長（鍋嶋 太郎）

離農の条件にもいろいろ問題があります。トラクター、田植機、コンバインを廃棄処分することという条件があるそうです。借り手に農機具を貸したり、売ったりするのはダメということです。購入してまだ間もない農機具ということもあるでしょうし、特に北陸のような雪国では、トラクターは除雪等にも利用しますから、もう少し条件を考え直してもらいたいものです。

また、市町村がとりまとめて、集落ごとに農業のマスタープランを作成することという条件もあります。この「集落」というのは、いわゆる生産組合単位なのか、それとも旧校下単位なのでしょうか。

事務局

まだ詳細な基準は示されていません。農地・水・環境の事業では、集落の基準は生産組合単位となっていました。

議長（鍋嶋 太郎）

例えば生産組合単位だとして、目標は、「平地で20～30ha規模の農家が大宗を占める」となっています。そうなると、50～100haくらいの大規模農家は減少してしまうことになります。また、政策として、農業の雇用創出と言っている一方で、20～30ha規模の農家は家族経営で十分やっつけられるため、雇用は減少してしまいますから、相反することのように思われます。対応は難しいでしょうね。

それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第13号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり許可することに決定いたしました。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他のご意見はございますか。事務局からも何かありませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第5回入善町農業委員会を閉会いたします。
この後、富山県農業会議による出張農業委員研修会がありますので、皆さんご参加ください。

次回は、1月10日 火曜日、午後3時から行います。

（閉会 午後2時20分）